

▼法律・条例・宮城県県悪臭公害防止対策要綱に基づく規制状況

	悪臭防止法	公害防止条例	宮城県悪臭公害防止対策要綱	仙台市悪臭対策指導要綱																		
規制等の手法	嗅覚測定による臭気指数規制	嗅覚測定による臭気指数規制	嗅覚測定による臭気強度指導	嗅覚測定による臭気濃度規制																		
規制地域	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理町及び七ヶ浜町の一部地域	県内全域(ただし、悪臭防止法規制地域を除く)	県内全域	仙台市内全域																		
規制対象	規制地域内の全工場・事業場	イ 飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限る) (イ)原料置場 (ロ)原料処理加工施設 (ハ)真空濃縮施設 (ニ)乾燥施設 (ホ)脱臭施設 ロ 有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(イの項に掲げるものを除く) (イ)原料置場 (ロ)原料処理加工施設 (ハ)強制発酵施設 (ニ)乾燥施設 (ホ)脱臭施設	日本標準産業分類の大分類の次の業種 イ 農業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 卸売業、小売業 ホ 電気・ガス・水道・熱供給業 ヘ サービス業 上記の施設及び作業には、廃棄物(排せつ物)を含むものとする	全業種																		
規制指導の主体	規制地域を管轄する仙台市を含む14市2町	宮城県、仙台市	宮城県、規制地域を管轄する仙台市を含む14市2町	仙台市																		
規制基準	(単位 臭気指数) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">敷地境界線</th> <th style="width:40%;">排 出 口</th> <th style="width:40%;">排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">臭気指数15</td> <td>悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数</td> <td style="text-align: center;">臭気指数31</td> </tr> </tbody> </table> 測定法 三点比較式臭袋法、三点比較式プラスコ法 注)仙台市では特定悪臭物質として法で定められた全22物質による規制指導		敷地境界線	排 出 口	排水	臭気指数15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数31	敷地境界線上において 臭気強度 1.8 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">0</td><td>無臭</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>やっと感知できるにおい</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>何のにおいであるかがわかる弱いにおい</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>らくに感知できるにおい</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>強いにおい</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>強烈な臭い</td></tr> </tbody> </table> 測定法 三点比較式臭気採点法	0	無臭	1	やっと感知できるにおい	2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい	3	らくに感知できるにおい	4	強いにおい	5	強烈な臭い	敷地境界線における基準 臭気濃度 10 排出口の高さ等に応じて以下の範囲で4区分 臭気濃度 300~2,000 測定法 三点比較式臭袋法
敷地境界線	排 出 口	排水																				
臭気指数15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数31																				
0	無臭																					
1	やっと感知できるにおい																					
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい																					
3	らくに感知できるにおい																					
4	強いにおい																					
5	強烈な臭い																					